

笠松町次世代育成支援地域行動計画を策定

ともに育ち、ともに育てるまち かさまつ

全国的に少子化が進むなか、平成十五年七月に少子化対策の一環として「次世代育成支援対策推進法」が定められました。この法律に基づき町では、次代の子どもを産み育てる子育て家庭を、地域や町など住民協働で

育成支援する「笠松町次世代育成支援地域行動計画」を策定しました。「ともに育ち、ともに育てるまち かさまつ」を基本理念として、子育てと仕事の両立支援や保育サービスの充実など、各種の子育て支援事業を総合的に

計画的に進めていきます。策定に当たっては、町民アンケート調査結果（平成十五年）を基礎資料として、学識経験者、保健医療関係者、児童教育関係者、児童福祉関係者で構成する「町次世代育成支援地

域行動計画策定委員会」（委員十人）の意見・提言を踏まえて行動計画を策定しました。計画期間は、平成十七年度から平成二十六年までの十年間ですが、この行動計画は、前期計画として平成二十一年度までの五年間です。



フレックスタイムの 変則勤務制を導入

町では、五月から、役場、北事務所などにおいて、フレックスタイムの変則勤務制を導入いたしました。

これは、行財政改革推進プランのもとで、事務事業の見直しの一環として、変則的な勤務体制による事務の合理化と時間外勤務手当の縮減を図るもので、税務課納税管理担当や窓口担当などの職務や職場の環境に応じて、柔軟な対応とするものです。

なお、昼休み時間の届出などの窓口業務は通常どおりですが交代制になっていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

主な子育て支援事業

子育て支援事業	事業内容
コミュニティママ・サポート事業（新規）	育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、お互い助けたり助けられたりして、育児の相互援助を行う会員組織を設立し、地域の子育てネットワークを推進する。
子育てサロン	幼児と子育て中の親子を対象に、親子遊びや人形劇観劇などを通じて親同士の情報交換や育児交流を行うとともに、発育や育児に関する相談などを行う。
病後児保育（新規）	病気やけがの回復期にあるが、保育所での集団保育が困難な保育所入所児童を医療機関などに委託して保育を行う。
延長保育	通常保育時間の前後や土曜日の午後保育など、保護者の就労形態に併せた保育を行う。
放課後児童クラブ	保護者の就労により家庭での監護が得られない小学校低学年を対象に開設し、児童の健全育成を行うとともに、保護者が安心して働けるよう安全な居場所を提供する。
母子訪問指導	乳幼児の発育発達の成長確認や妊産婦の生活指導などのため、保健師などが家庭訪問を行う。
子育てふれあい交流	小中学校の児童生徒が、保育所・幼稚園児との遊びなどを通して、子育ての楽しさなどにふれあう、交流活動を行う。
児童生活習慣病予防健診	小学校高学年を対象に血液検査などによる予防健診を行うとともに、パンフレットなどにより生活指導を行う。
子ども110番の家	犯罪の防止と緊急時の避難場所として設置し、地域ぐるみで児童の安全を確保する。
要保護児童への支援（新規）	要保護児童（虐待や非行児童など）の早期発見・早期対応や発生防止のため、関係機関による要保護児童対策協議会を設置し、相談や支援体制を整備する。

